

令和5年度 『住宅エコリフォーム推進事業』について

The AGC logo is displayed in a white box on a dark blue background. The letters 'AGC' are in a bold, sans-serif font. The 'G' has a small red square on its top right corner.

AGC株式会社
AGCガラスプロダクツ株式会社

2023年7月12日版

Your Dreams, Our Challenge

令和5年度『住宅エコリフォーム推進事業』は、令和5年7月3日をもって補助金申請額が予算上限に達したため、交付申請の受付を終了しております。

『住宅エコリフォーム推進事業』の詳細は事務局ホームページをご確認ください。

<https://ecoreform-shien.jp/>

【問い合わせ先】

住宅エコリフォーム推進事業実施支援室

TEL 03-6803-6684

受付:月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9:30～17:00（12:00～13:00除く）

E-mail info@ecoreform-shien.jp

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅ストックの省エネ化を推進するため、住宅を**ZEHレベルの高い省エネ性能へ改修する**取組に対して、期限を区切って国が直接支援を行う。

● 予算額：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（279.18億円）の内数

● 補助対象事業：

① 省エネ診断

省エネ基準等を踏まえた第三者機関による客観的な評価に係る調査費用や審査費用が補助対象。

【補助率】民間実施：国 1 / 3 公共実施：国 1 / 2

② 省エネ設計・省エネ改修（建替えを含む）

省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画等の費用と省エネ改修工事費を合算した金額が補助対象費用。

省エネ改修工事は、複数の開口部についてZEH水準の省エネ性能（誘導仕様基準。以下「ZEH仕様基準」という）を満たす改修を行うことを必須要件とし、複数の開口部改修と併せて実施する外壁、屋根、天井又は床の断熱改修や設備の効率化に係る工事が補助対象。

※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。

※ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。

※改修後に耐震性が確保されること（計画的な耐震化を行うものを含む）。

※令和6年度末までに着手したものであって、改修（部分改修を含む）による省エネ性能がZEHレベルとなるものに限定。

制度の概要 補助額

	全体改修又は建替え	部分改修	
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・全体改修： 省エネ改修工事費×補助率 ・建替え： 省エネ改修工事費相当額×補助率 	<p>必須工事 開口部</p> <ul style="list-style-type: none"> ①モデル工事費×補助率 ②実際の工事費×補助率 <p>→ ①と②の低い方を補助額 (A) とする。</p>	<p>開口部と併せて実施することで 対象となる工事</p> <p>1. 躯体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①断熱材m3あたりのモデル工事費×補助率 ②実際の工事費×補助率 <p>→ ①と②の低い方を補助額 (B) とする</p> <p>2. 設備 ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ①モデル工事費※3×補助率 ②実際の工事費×補助率 <p>→ ①と②の低い方を補助額 (C) とする</p>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断 1 / 3 ・省エネ設計等、省エネ改修 40% 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断 1 / 3 ・省エネ設計等、省エネ改修 40% 	
補助上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅、共同住宅 350,000円/戸 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅、共同住宅 350,000円/戸 	
最低補助金額	5万円 (診断のみの場合1万円) ※2	5万円 (診断のみの場合1万円) ※2	
備考	<p>下記①②のうち、低い額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実際の工事費×補助率 ②補助上限額 	<p>下記の低い額とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部 (A) と躯体 (B) と設備 (C) の補助額の合計 ・補助上限額 (D) 	

※1 設備の効率化工事は、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下とする

※2 申請する補助額の合計が5万円未満 (診断のみの場合1万円未満) では補助の対象になりません

※3 設備にはモデル工事費の設定のないものもあります

こどもエコすまい、先進的窓リノベとの比較

	住宅エコリフォーム推進事業	こどもエコすまい支援事業	先進的窓リノベ事業
所轄官庁	国土交通省	国土交通省	経済産業省・環境省
予算	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（279.18億円）の内数	1500億円	1000億円
補助対象	①省エネ診断 ②省エネ設計等 ③省エネ改修 複数の開口部についてZEH水準の省エネ性能を満たす改修を行うことを必須要件とし、併せて実施する外壁、屋根、天井又は床の断熱改修や設備の効率化に係る工事が補助対象。	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備（節湯水栓、高断熱浴槽等）の設置。上記と併せて実施する住宅の子育て対応改修（防犯、防音）、防災性向上改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	高性能の断熱窓（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、一定の基準を満たすもの）
補助金額上限	上限 35万円/戸	上限 30万円/戸	上限 200万円/戸
補助率	・省エネ診断：1/3 ・省エネ設計等、省エネ改修：40%	リフォーム工事内容に応じて定める額。	リフォーム工事内容に応じて定める額。1/2相当等。

補助対象となる具体的要件

- 住宅の「省エネ診断」及びZEHレベルとなる「省エネ設計等、省エネ改修」を対象とします。
- 令和5年4月1日以降の契約かつ事業者登録後に着手する工事を対象とします。

対象	補助する内容	条件等
省エネ診断	・省エネ性能の証明書取得費用等	・省エネ診断のみでの申請可能 ・事業者登録前の実施でも申請可能 ・省エネ設計・改修と重複して申請可能
省エネ設計 省エネ改修	・省エネ設計等に係る費用 ・開口部・躯体等の断熱化工事費用 ・設備の効率化に係る工事費用 ・省エネ改修と併せて実施する構造補強工事費用	・ZEHレベルとなる「全体改修・建替え、部分改修」 ・改修後の耐震性確保が必要 （計画的な耐震化含む） ・省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む

※ 全体改修又は建替えの補助対象条件

- ・階数が2階以下かつ床面積の合計が500㎡以下の木造のZEHレベルの住宅を整備する場合
- ・①～④のいずれかに該当する場合
- ①構造計算により構造安全性が確かめられた住宅
- ②「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要」(以下、「壁量等基準(案)」という。)又は公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅(ただし、改修の場合は、柱の小径に関する規定への適合は要件としない)
- ③現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たす住宅
- ④現行の住宅性能表示制度における耐震等級2を満たし、かつ、建築主又は買主に対して次のイ及びロの事項の説明を行った上で同意を得た住宅(事業者から建築主又は買主に対して同意書の写しを提出すること)イ国土交通省において、壁量等基準(案)を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布することを予定しており、確定・公布された基準は、令和7年4月以降に建築される木造のZEHが満たすべき基準となることロ当該住宅が、上記見直しにより、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること

全体改修又は建替えの補助対象となる具体的要件

分類		内容
全体改修	要件	<ul style="list-style-type: none"> 断熱等性能等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6 となるものでBELS等 の第三者評価の認証を取得するもの ※再生可能エネルギーの導入は要件としない
	補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 建物全体を断熱等性能等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6 とする改修工事 上記改修工事と併せて実施する構造補強工事 型番登録された製品の利用は要件としない
	補助額	<ul style="list-style-type: none"> 上記の工事に必要な費用及び省エネ設計等に係る費用×補助率40% ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額 以下であること
建替え	要件	<ul style="list-style-type: none"> 断熱等性能等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6 となるものでBELS等 の第三者評価の認証を取得するもの ※再生可能エネルギーの導入は要件としない 対象建物が建替えであることを証明する所定の書類を提出できるもの
	補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 断熱等性能等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6 とする建替え工事 型番登録された製品の利用は要件としない
	補助額	<ul style="list-style-type: none"> 上記の工事のうち省エネ改修工事費用相当額及び省エネ設計等に係る費用×補助率40% ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額 以下であること

※ 原則として、省エネ改修後に耐震性が確保されている必要がある。

※ 明らかにZEHレベルの省エネ性能がある住宅に対するZEHレベルの改修・建替えは補助対象外。

部分改修の補助対象となる具体的要件

分類	補助対象となる工事
部分改修 (全体改修の 要件に適合しな いもの)	必須工事
	上記と併せて実施する ことで対象となる工事
複数の開口部について、 ZEH仕様基準 を満足するよう改修する工事	必須工事と併せて実施する①②の工事 ① ZEH仕様基準を満たす 躯体の断熱改修工事 ② 下記 設備の高効率化工事 <ul style="list-style-type: none">・太陽熱利用システム・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機・電気ヒートポンプ給湯機・潜熱回収型石油給湯機・潜熱回収型ガス給湯機・燃料電池システム (エネファーム)・高断熱浴槽・浴室シャワーの節湯水栓・蓄電池・LED照明

部分改修における対象製品について

- ・断熱改修及び設備の一部（下表①）は、住宅省エネ2023キャンペーン（こどもエコすまい支援事業、先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業）に登録された建材・設備を補助対象とする。
- ・LED照明（下表②）は、登録された型番の製品を用いる必要はない。

	工事種別	対象製品の型番登録について
①	<ul style="list-style-type: none">・開口部・太陽熱利用システム・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機・電気ヒートポンプ給湯機・潜熱回収型石油給湯機・潜熱回収型ガス給湯機・燃料電池システム（エネファーム）・高断熱浴槽・浴室シャワーの節湯水栓・蓄電池	住宅省エネ2023キャンペーンの 型番登録対象製品の検索 住宅省エネ2023キャンペーン【公式】 (mlit.go.jp)
②	<ul style="list-style-type: none">・LED照明	なし

部分改修 補助対象の要件等 ZEH仕様基準の概要

- ・ ZEH仕様基準では、下表の通り、建て方（戸建・共同）と構造（木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造等）において分類されています。
- ・ **開口部は熱貫流率（U値）と日射遮蔽対策で評価します。**
- ・ 躯体（屋根・壁・床・基礎）については、熱貫流率（U値）又は熱抵抗（R値）で評価します。

<開口部>

対象	窓の熱貫流率（Uw値） [W/(m ² ・K)]				窓η値
	1～2地域	3地域	4地域	5～7地域	8地域
戸建住宅	1.9	1.9	2.3	2.3	0.52
共同住宅	1.9	2.3	2.9	2.9	0.52

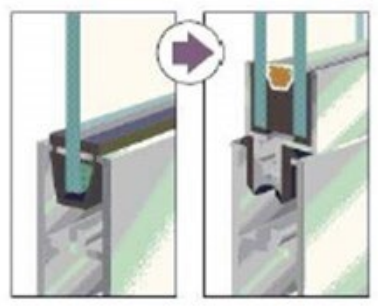
<躯体>

建て方	構造	外皮の熱貫流率（U値）	充填断熱工法の熱抵抗（R値）	外・内張断熱工法の熱抵抗（R値）
戸建住宅	木造	https://ecoreform-shien.jp/wp-content/uploads/2023/05/r5_outline_20230502.pdf		
	鉄骨造			
	鉄筋コンクリート造等			
共同住宅	木造			
	鉄骨造			
	鉄筋コンクリート造等			

補助額 開口部の断熱改修のモデル工事費 (部分改修)

大きさ
の
区分

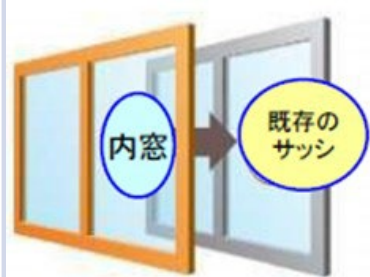
ガラス交換



面積

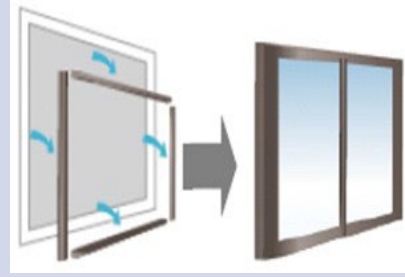
1枚あたりの
モデル工事費

内窓設置



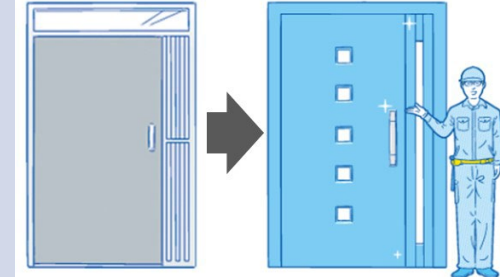
面積

外窓交換



1箇所あたりの
モデル工事費

ドア交換



面積

1箇所あたりの
モデル工事費

大

1.4㎡以上

96,000円

2.8㎡以上

248,000円

開戸：1.8 ㎡以上
引戸：3.0 ㎡以上

360,000円

中

0.8㎡以上
1.4㎡未満

72,000円

1.6㎡以上
2.8㎡未満

192,000円

—

—

小

0.1㎡以上
0.8㎡未満

24,000円

0.2㎡以上
1.6㎡未満

160,000円

開戸：1.0㎡以上
1.8㎡未満
引戸：1.0㎡以上
3.0㎡未満

320,000円

※ ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助。

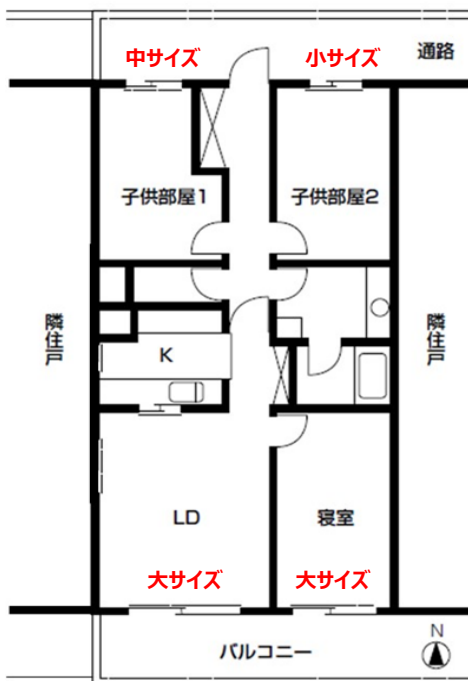
※ 内窓設置は内窓交換を含む。

※ ガラス面積は、ガラスの寸法とする。

※ 内窓、外窓、ドアの面積は、内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

補助額のイメージ（マンション）

<マンションモデル例>



地域：5～7地域
 <Uw値 性能要件>
 Sグレード：1.5W/m²・K
 Aグレード：1.9W/m²・K
 ZEHレベル：2.9W/m²・K
 省エネ基準レベル：4.7W/m²・K

■ 内窓（まどまど）の場合

サイズ	窓数	住宅エコリフォーム 推進事業	先進的窓リノベ		こどもエコすまい	
			Sグレード	Aグレード	ZEHレベル	省エネ基準
大	2	(248,000×2×40%) 198,400	168,000	138,000	62,000	46,000
中	1	(192,000×40%) 76,800	57,000	47,000	24,000	18,000
小	1	(160,000×40%) 64,000	36,000	30,000	20,000	15,000
計	4	339,200	261,000	215,000	106,000	79,000

■ ガラス交換（ペアプラス：AT付ペア）の場合

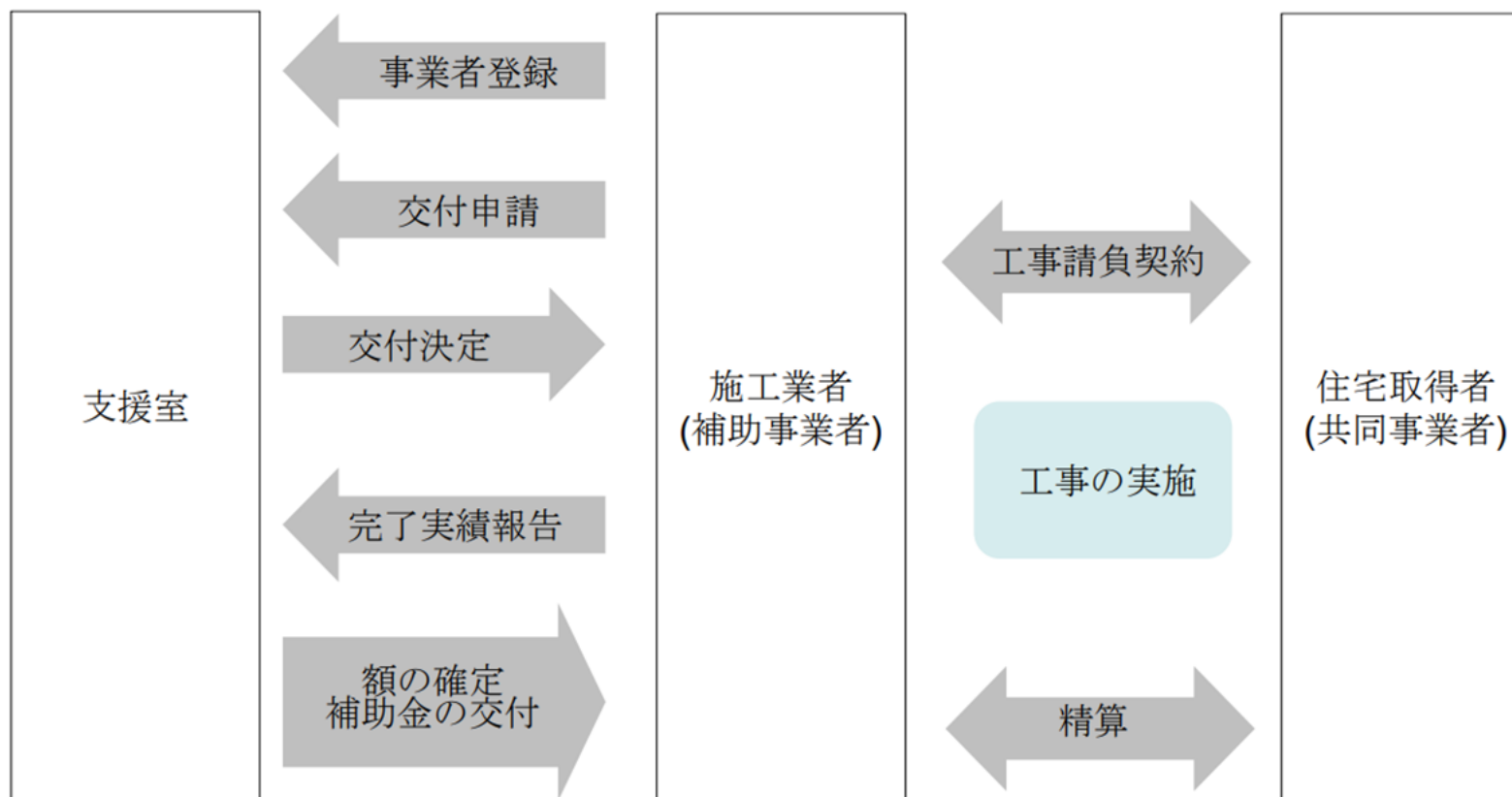
サイズ	枚数	住宅エコリフォーム 推進事業	先進的窓リノベ		こどもエコすまい	
			Sグレード	Aグレード	ZEHレベル	省エネ基準
大	4	(96,000×4×40%) 153,600	対象商品無し	対象商品無し	48,000	36,000
中	2	(72,000×2×40%) 57,600	対象商品無し	対象商品無し	18,000	12,000
小	2	(24,000×2×40%) 19,200	対象商品無し	対象商品無し	6,000	6,000
計	8	230,400	—	—	72,000	54,000

※ 住宅エコリフォーム推進事業の補助額は、モデル工事費×40%にて算出。

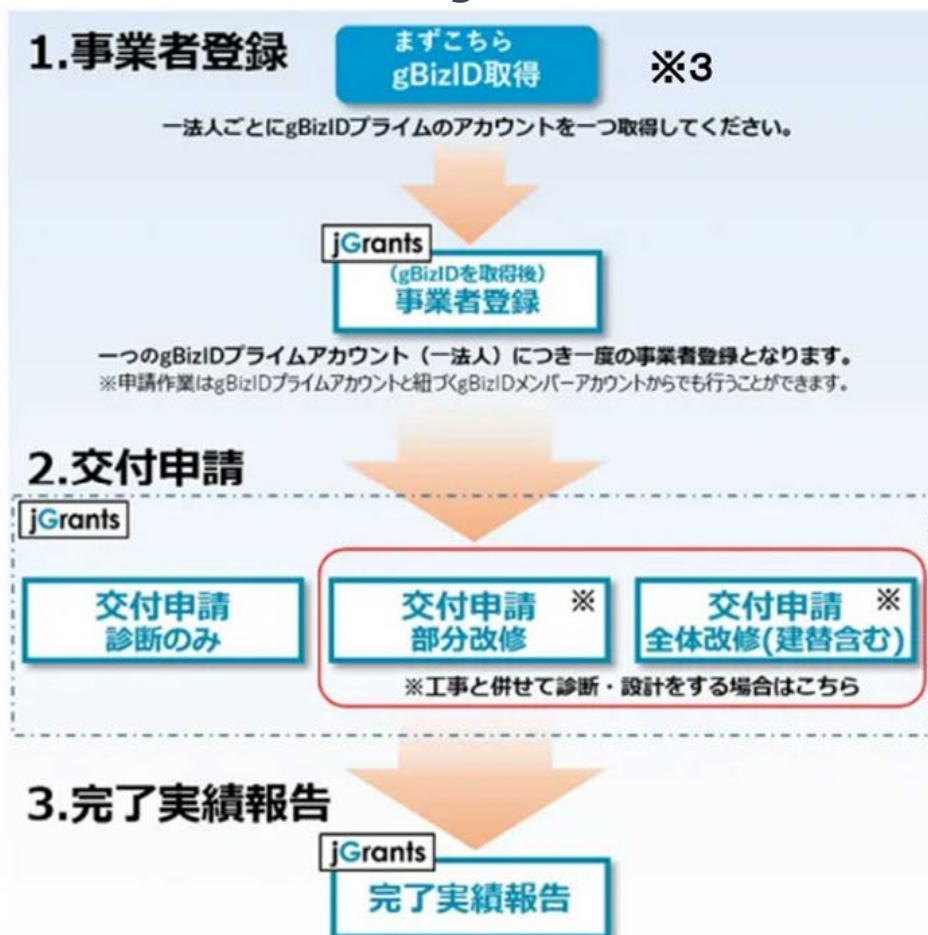
部分改修の補助対象となるエコ住宅設備

工事種別	要件等
太陽熱利用システム※	強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯機)※	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること。
ヒートポンプ給湯機(エコキュート)※	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。ただし、浴室シャワー水栓と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)
潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)※	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあつて、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。ただし、浴室シャワー水栓と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)※	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。ただし、浴室シャワー水栓と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)
浴室シャワー水栓※	JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有する節湯水栓を採用すること。ただし、「ハイブリッド給湯機、エネファーム」のいずれかとセットの場合、又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)
高断熱浴槽※	JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。ただし、「ハイブリッド給湯機、エネファーム」のいずれかとセットの場合、又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと浴室シャワー水栓と3つセットの場合に限る。(既設も可)
燃料電池システム(エネファーム)※	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が公表する登録機器リストに登録されている製品を対象とする。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)
蓄電池※	定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システム。
LED照明	工事を伴うものであること。

- 施工業者が補助事業者として申請手続を行う。
- 住宅取得者等は、共同事業者として、すべての申請手続に協力するものとする。
- 補助金は、事業者から住宅取得者に全額を還元する。
- 事務局への申請手続は、全てjGrantsを利用したオンラインで実施する。



- ・ 令和5年4月28日に支援室ホームページにおいて事業者登録受付を開始。
- ・ 本事業はjGrants※1を利用したオンライン申請。
下図の通り、事業者登録の前に「gBizID※2」のアカウント取得が必要。
- ・ 他の補助事業で既に「gBizID」を取得済の場合は、共通して利用することができる。



※1 jGrants(Jグランツ)

デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムで、国や自治体の様々な事業で利用されています。

※2 gBizID(GビズID)

1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

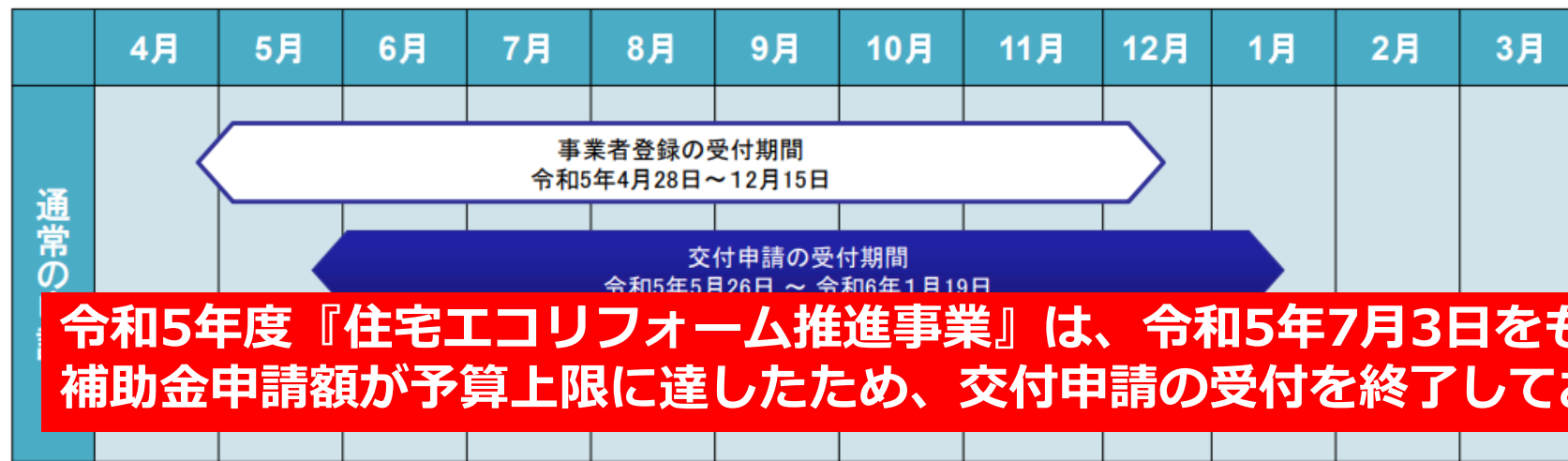
(URL) <https://gbiz-id.go.jp/top/>

※3 事業者登録

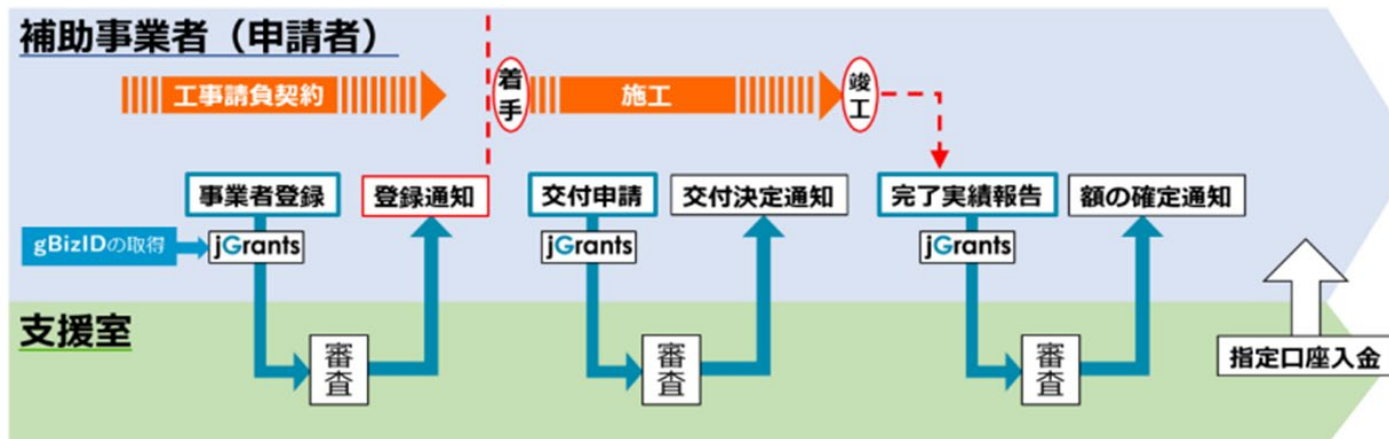
申請要件の事業者登録後の診断・設計・工事は「gBizID」の取得ではなく、本事業への登録です。事業者登録の前に「gBizID」の取得(2週間程度)が必要となりますので、ご注意ください。

申請手続き スケジュール および 補助事業フロー

項目	スケジュール
事業者登録受付	令和5年4月28日～12月15日
交付申請受付	令和5年5月26日～令和6年1月19日
完了実績報告の受付期間 ¹	令和5年6月23日～令和6年2月29日（予定）



■ 補助事業フロー



交付申請で必要な書類（部分改修）

No	申請書類			
1	補助対象事業費内訳書			
	<table border="1"> <tr> <td>根拠</td> <td>(1) 工事請負契約書、設計等の業務契約書の写し（建替えの場合は解体工事を 含む）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 見積書及び見積明細書</td> </tr> </table>	根拠	(1) 工事請負契約書、設計等の業務契約書の写し（建替えの場合は解体工事を 含む）	
根拠	(1) 工事請負契約書、設計等の業務契約書の写し（建替えの場合は解体工事を 含む）			
	(2) 見積書及び見積明細書			
2	共同事業実施規約、もしくは買取再販に係る誓約 書			
3	当該建物の不動産登記における建物の登記事項 証明書			
4	エコ住宅設備のカタログ（型番登録のないLED照 明）等			
5	対象の工事内容が分かる図面等			
6	【部分改修で旧耐震基準建物の場合】 補助事業証 明書もしくは耐震工事を予定している旨を証す る書類			
7	支援室が確認に必要と判断するもの			

【留意点】

対象の工事内容が分かる図面等 対象建物の改修工事の内容が分かる平面図等の設計図書を提出してください。提出にあ たっては以下の点にご留意ください。

- ・開口部の改修については、対象となる建具等の設置場所、「内窓設置」等の改修工法、建 具番号、製品サイズを図面に記載し、「補助事業対象費内訳書」と整合させてください。
- ・躯体断熱については、壁等の部位、方角毎に、使用する断熱材の改修工法（外・内張りもしくは充填）、種類、厚み及び施工面積が記載されているものとし、補助事業対象費内訳 書と整合するようしてください（鉄骨造の壁を充填工法にて施工する場合には、外装材の 熱抵抗値が分かる資料も併せて提出してください）。
- ・エコ住宅設備については、使用する機器の型式及び設置位置を図面に記載し、「補助事業 対象費内訳書」と整合させてください。なお、LED照明については型式・仕様が分かるカ タログを提出して頂くか、図面の設置場所にカタログ等を貼り付けたものを提出してくだ さい（複数設置であればそれぞれの型式・仕様が分かるようしてください）。

【部分改修で旧耐震基準建物の場合】補助事業証明書もしくは耐震工事を予定している旨を 証する書類 1981年(昭和56年)5月31日以前に着工された住宅で部分改修を行う場 合、現行の耐震基準 に適合させる耐震化工事を実施した住宅については、地方公共団体が発行する耐震工事に 係る補助事業証明書の提出を求めます。また、旧耐震建物で省エネ 改修工事の終了までに耐 震性が確保できない特段の事情がある場合は、様式「耐震改修工事を予定している旨を証す る書類」を提出して頂き、耐震性向上の工事予定期間等を明 示して頂きます。

完了実績報告で必要な書類（部分改修）

No	提出書類	
1	事業費の支払いを証明する書類	
	根拠	領収書
		送金伝票等
2	補助対象事業費内訳書（変更があった場合）	
	根拠	（１）工事請負契約書、設計等の業務契約書の写し
		（２）見積書及び見積明細書
3	エコ住宅設備のカタログ（変更があった場合）	
4	対象の工事内容が分かる図面等（変更があった場合）	
5	性能証明書、出荷証明書、納品証明書、施工証明書	
6	外観、内観、補助対象工事各部の写真	
7	省エネ診断の結果（省エネ診断を実施した場合）	
8	その他支援室が確認に必要と判断するもの	

開口部の改修に必要な証明書類

工事内容		書類名	発行元
開口部の改修	開口部の断熱改修 (省エネ)	性能証明書※1※2 及び 納品書又は出荷証明書※3	建材メーカー及び開口部工 事の施工業者、施工業者に 納品した販売店等

- ※1 性能証明書は、必ず建材メーカーが発行する性能証明書（登録型番が確認できるもの）。
入手方法は、機材や建材メーカーにより異なりますので個別に問い合わせを行ってください。リフォーム専用ガラスについては、ガラスに同封されているラベル又はガラスに貼られているラベルの写真を提出してください。
- ※2 住宅省エネ 2023 キャンペーンの型番登録を利用する設備の証明書については、タイトルが「こどもエコすまい支援事業」、「先進的窓リノベ事業」のもので受付します。タイトルを変更する必要はありません。
- ※3 出荷証明書には、事業者名・現場名・納品日・製品仕様・製品名（型番）製品サイズ等を記載してください。

外観、内観、補助対象工事各部の写真(部分改修)

完了報告時には工事の内容に応じた工事写真が必要となります。特に工事前や工事中の写真を要する場合には、撮り忘れにご注意ください。

工事前後の撮影をする場合は、工事前と 工事後を同様の画角、構図で撮影してください。

工事内容ごとの撮影方法及び撮影単位は下表に依ります。

共同住宅等、複数住戸を補助対象とする場合は、必ず部屋番号及び撮影部位を記載してください。

工事内容	撮影方法		撮影単位
開口部の断熱改修	工事前	改修前の開口部全体が確認できること ※増築等により開口部を増設した場合は、改修前の外観全景を撮影	開口部毎に工事前 後で2枚撮影
	工事後	・開口部全体が確認できること ・複数枚のガラスで構成される開口部は 交換したガラスの全てが確認できる場合 は写真1枚で可	

※ 工事写真撮影に係る留意事項については、『住宅エコリフォーム推進事業 補助金交付申請等マニュアル』
を参照ください。 https://ecoreform-shien.jp/wp-content/uploads/2023/05/r5_ecore_manual_20230519.pdf